

議 事 録

第 8 回

東村農業委員会総会
(臨時総会)

令和元年 8 月 1 4 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年8月14日(水) 午後13時30分～14時50分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

4. 欠席委員： なし
5. 議事録署名委員： 2番 渡邊 勉 3番 吉元 博
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第24号 東農業振興地域整備計画総合見直し(案)に係る
意見聴取について
議案第25号 非農地証明願について

議長 それでは、ただいまより、令和元年第 8 回東村農業委員会総会臨時総会を開催致します。
会議の出席状況を報告致します。農業委員の出席者 6 名、欠席者 0 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、2 番渡邊委員と、3 番吉元委員を指名します。
また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布していますように、本会議に提出されております案件は、議案第 24 号から議案第 25 号までの 2 件となっております。

(農振見直し)

議長 それでは、議案第 24 号、東農業振興地域整備計画総合見直し(案)に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第 3 条の 2 第 1 項に基づく東農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取でありまして、計画内容は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の各号の要件を満たすものと考えます。従いまして事務局といたしましては、見直し計画案は、その目的、位置、規模等の計画内容は適当であると判断しております。
以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

議長 資料確認の為、暫時休憩致します。

(～資料の内容確認・農振担当者から説明～)

議長 再開致します。
休憩中に資料の確認を十分にされたと思いますので、質疑に移ります。議案第 24 号、東農業振興地域整備計画総合見直し(案)に係る意見聴取について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 24 号、東農業振興地域整備計画総合見直し(案)に係る意見聴取について、討論を省略し、計画内容は適当であるということに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 24 号、東農業振興地域整備計画総合見直し(案)に係る意見聴取について、計画内容は適当であるとするに決定されました。

(非農地)

議 長 次に、議案第 25 号、非農地証明願についての整理番号 5 について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字慶佐次弁田原及び字慶佐次港原、字川田中上原の申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、用悪水路及び公衆用道路、という意見決定で提案致します。
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 25 号、非農地証明願についての整理番号 5 について、討論を省略し審議結果を用悪水路及び公衆用道路と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 25 号、非農地証明願についての整理番号 5 について、審議結果を用悪水路及び公衆用道路とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 8 回東村農業委員会総会臨時総会を閉会致します。
皆さんお疲れ様でした。